

令和7年

# 峡南医療センター企業団議会 第1回定例会会議録

令和7年3月28日 開会

令和7年3月28日 閉会

峡南医療センター企業団議会

令和 7 年

峽南医療センター企業団議会  
第1回定例会

3月28日

令和7年峡南医療センター企業団議会第1回定例会（1日目）

令和7年3月28日  
午後 2時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第5 議案第2号 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第3号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第4号 峡令和7年度峡南医療センター企業団会計予算  
日程第8 同意第1号 峡南医療センター企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
日程第9 同意第2号 峡南医療センター企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	一之瀬 滋 輝	2番	新 津 千 吉
3番	秋 山 豊 彦	4番	丹 澤 孝
5番	一 瀬 正	6番	秋 山 仁
7番	小 林 有紀子	8番	青 柳 光 仁
9番	鮫 田 洋 平	10番	井 上 光 三

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

5番 一瀬 正 10番 井上 光三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
(6人)

企 業 長	河 野 哲 夫
経 営 管 理 局 長	山 田 芳 男
経営管理局総務人事部長	石 井 よ し み
市川三郷病院事務部長 兼 ケアセンターいちかわ事務部長	志 村 敦
富士川病院事務部長	米 山 裕 士
サンビューふじかわ事務部長	大 森 博 之

6. 職務のため出席した者の職氏名 (3名)

議会事務担当 久 保 真 人  
議 会 書 記 渡 辺 裕 太  
議 会 書 記 鶴 田 賢 人

開会 午後 2時00分

○経営管理局（久保真人君）

定刻になりました。

本日は、令和7年峡南医療センター企業団議会第1回定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

ご着席ください。

なお、本日は市川三郷病院の久保寺院長および富士川病院の渡邊院長から診察のため欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、鮫田議長、よろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

ご苦労さまです。

開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私とも大変ご多忙のところ、本企业団議会の第1回定例会にご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、日頃より峡南医療センター職員の皆さまにおかれましては、両病院および両老健施設において、地域住民の医療、介護に対し献身的にご尽力いただいていることに対し、改めて感謝申し上げます。

本年はいわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上になり、高齢化がさらに進むことから「2025年問題」とも呼ばれています。特に医療現場では後期高齢者の増加を背景に今後、在宅医療などの需要がさらに高まると考えられていて、体制の構築が課題となっています。

反面、2月に厚生労働省が人口動態統計の速報値とし、昨年1年間の出生率が72万988人で過去最少を更新したことを公表しました。

企業団では、令和5年度決算において、補助金の大幅な減少や患者・利用者の減少が影響して約2億4千万円の赤字となり、令和6年度も厳しい状況であります。

職員の皆さまが一丸となり、この状況を改善していただけることを切に願います。

「急性期から回復期、在宅医療に至るまで切れ目のない、持続可能な地域医療提供体制を構築します。」という基本理念に基づき、機能分化、連携強化を図りながら、団結し、力強く邁進することを期待いたします。

議会としましても、企業団と情報の共有を図りながら、できる限りの協力、支援をしてまいりたいと思っております。

さて、本定例会に提出された議案につきましても、企業長から説明があります。

慎重な審議をよろしくお願いいたします。

桜の花も見ごろを迎え、めっきり春の陽気となってまいりました。

議員各位には、健康に十分ご留意され、ご活躍されますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

それでは、ただいまから令和7年第1回峡南医療センター企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日これからの議事日程については、議長において作成し、お手元に配付しました議事日程としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程に入ります。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則114条の規定によって、

第5番 一瀬 正君

第10番 井上光三君

以上2名を指名いたします。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

○議長 (鮫田洋平君)

日程第3 諸般の報告。

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

12月24日、1月28日、2月25日、3月27日に例月出納検査(10月度から1月度)が行われ、監査委員から検査の結果、相違ないとの報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、企業長よりあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

企業長、河野哲夫君。

○企業長 (河野哲夫君)

本日ここに令和7年峡南医療センター企業団議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変ご多忙の中を全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から峡南医療センター企業団の事業運営に対しましては、格段のご理解とご支援を賜っておりますことに併せて厚く御礼を申し上げます。

峡南医療センター企業団が開設してから、11年が経過しました。本年10月には市川三郷病院の入院機能を富士川病院に集約し、市川三郷病院は診療所にいたします。「急性期から慢性期、在宅医療に至るまで地域全体で切れ目のない必要な医療を行います。」という基本方針を再認識するとともに、令和6年3月に策定した「峡南医療センター企業団経営強化プラン」に基

づき、持続可能な地域医療提供体制を確保するための計画を実行し、病院事業の経営強化に総合的に取り組む必要があります。

皆さんがご存じのように、医療・介護を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、医師・看護師不足、多様化した医療ニーズと高度化への対応、診療介護報酬の改定、働き方改革、物価高騰、処遇改善などと、深刻な状況が増しております。さらに新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは、コロナ関連の補助金が終了したことにより、ますます厳しい経営状況に置かれています。企業団が地域医療を守るとともに、今後も存続していくためには、職員が一枚岩となって、この苦境を乗り越える強い精神力を持ち、取り組んでいかなければなりません。

令和6年度決算見込みは、約5億3千万円の赤字となり、令和5年度までの繰越利益剰余金も欠損金になってしまう状況です。病院については、入院集約による地域包括ケア病床の拡大で、増収を図っていく予定です。

介護老人保健施設については、両町の介護保険事業計画との整合性を踏まえ、ケアセンターいちかわとサンビューふじかわの今後の在り方の検討を続けています。現在、第9期介護保険事業計画の期間中であり、令和9年度から11年度の第10期介護保険事業計画の両町の調査分析が始まるまでに、企業団としての方向性を検討する必要があります。現在、両老健およびトーマツで今後について検討を進めていますが、新たにトーマツにコンサルタントを依頼して、8月までに介護老人保健施設の在り方について結論を出したいと思っています。

また、2月4日に開催されました峡南構想区域の山梨県地域医療構想調整会議では、モデル推進区域に設定された峡南構想区域の区域対応方針（素案）が示され、峡南地区6病院の代表をはじめ、山梨県福祉保健部医務課、峡南保健福祉事務所（保健所）、医師会、薬剤師会、町担当課などが出席して、意見交換が行われ、3月の書面会議で区域対応方針が決定しました。また、市川三郷病院から提出した単独病床機能再編計画書について協議され、医療審議会での意見も踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認められる場合には、病床機能再編支援事業給付金の支給要件を満たすこととなります。合わせて昨年12月の全員協議会でご報告いたしました「峡南医療センター企業団経営強化プラン」の一部改正についても認められました。企業団におきましては、3月に決定された区域対応方針に基づき、取り組みを行っていく予定です。

さて、本日の定例会には峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例、峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例および令和7年度企業団会計予算の4案件を提出させていただいております。

提案理由は、議案ごとに申し上げさせていただくことといたしますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、議員各位におかれましては、早春の折からますますご健勝にてご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（鮫田洋平君）

以上で、企業長のあいさつを終わります。

---

○議長（鮫田洋平君）

日程第4 議案第1号 峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第1号 峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第1号の補足説明を求めます。

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

議案第1号 峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書1ページにありますように、今回の改正については、「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

一部改正を行う条例は、峡南医療センター企業団情報公開条例、峡南医療センター企業団行政不服審査会条例、峡南医療センター企業団法務専門職員の任用等に関する条例、峡南医療センター企業団個人情報保護法施行条例、峡南医療センター企業団議会の個人情報の保護に関する条例であります。

主な改正部分を新旧対照表でご説明いたします。

峡南医療センター企業団情報公開条例等の一部改正箇所の内容は、規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

改正箇所については、4ページをご覧ください。峡南医療センター企業団情報公開条例第29条。6ページをご覧ください。峡南医療センター企業団行政不服審査条例第9条。8ページをご覧ください。峡南医療センター企業団法務専門職員の任用等に関する条例第6条。10ページをご覧ください。峡南医療センター企業団個人情報保護法施行条例第20条。11ページ、附則第3条第3項、第4項および第5条第6項。12ページをご覧ください。峡南医療センター企業団議会の個人情報の保護に関する条例第53条から第55条であります。

また、各条例の附則に、第1条として施行期日、第2条に罰則の適用等に関する経過措置、第3条に規則への委任を規定いたします。

以上、議案第1号 峡南医療センター企業団刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定しました。

---

○議長(鮫田洋平君)

日程第5 議案第2号 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長(河野哲夫君)

議案第2号 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の改正については、修学資金貸与対象に薬剤師の業務に従事しようとするものを加えるため、既存の貸与条例について、題名を含め、その一部を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当部長から説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(鮫田洋平君)

議案第2号の補足説明を求めます。

総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長(石井よしみ君)

議案第2号 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書14ページをご覧ください。

提案理由にありますように、今回の改正については、奨学資金貸与対象に薬剤師の業務に従事しようとするものを加えるため、既存の貸与条例について、題名を含め、その一部の改正を行うものでございます。

主な改正部分を説明いたします。

15ページをご覧ください。

第1条 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の題名および第2条第1項中「看

「看護師修学資金」を「看護師等修学資金」に改めます。

第1条中「看護師」の次に「又は薬剤師」を加え、「の経営する病院」を削除いたします。

第1条、第6条第2号、第7条第1号、第9条第2号および第10条第2号中「看護職員」の次に「等」を加えます。

第1条、第2条、第6条第2号、第7条第1号および第9条第2号中「病院」を「企業団」に改めます。

第2条第1項第1号のあとに、(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、薬学の正規の課程(学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。)に在学している者を追記いたします。

第3条中「月額5万円」を「次の各号に規定する額」に改め、(1) 看護師月額5万円、(2) 薬剤師月額8万円を追加いたします。

以上、議案第2号 峡南医療センター企業団看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(鮫田洋平君)

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

---

○議長(鮫田洋平君)

日程第6 議案第3号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長(河野哲夫君)

議案第3号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、近年の社会情勢の変化等に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行う必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。  
詳細につきましては、担当部長から説明申し上げます。  
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第3号の補足説明を求めます。  
総務人事部長、石井よしみさん。

○総務人事部長（石井よしみ君）

議案第3号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。

提案理由にありますように、近年の社会情勢の変化等に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正する条例は、峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例、峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例、峡南医療センター企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、峡南医療センター企業団一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例であります。

主な改正部分を説明いたします。

20ページをご覧ください。

第1条 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えます。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある」を「前条第1項各号に規定する」に、同条第4項中「第2号中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改めます。

第15条第1項中「配偶者等」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（次条第1項において「配偶者等」という。）」に、「任命権者」を「企業長」に改めます。

第15条の2を第15条の4とし、第15条の次に、第15条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、第15条の3に勤務環境の整備に関する措置を加えます。

21ページ、第2条 峡南医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。

第3条 峡南医療センター企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、第5条第2項第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げます。

第4条 峡南医療センター企業団一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、第7条を削り、第8条を第7条とします。

以上、議案第3号 峡南医療センター企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり決定しました。

---

○議長（鮫田洋平君）

日程第7 議案第4号 令和7年度峡南医療センター企業団会計予算を議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

議案第4号 令和7年度峡南医療センター企業団会計予算は、第2条 業務の予定量、第3条 収益的収入及び支出、第4条 資本的収入及び支出、第5条 企業債、第6条 一時借入金、第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条 たな卸し資産の購入限度額、第10条 重要な資産の取得に定めるところによります。

以上、主な内容を申し上げましたが、詳細につきましては、経営管理局长から説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平君）

議案第4号の補足説明を求めます。

経営管理局长、山田芳男君。

○経営管理局长（山田芳男君）

それでは、議案第4号 令和7年度峡南医療センター企業団会計予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書の33ページをご覧ください。

第1条は総則で、令和7年度峡南医療センター企業団会計予算は、第2条以降に定めるところによるものとしております。

第2条は、業務の予定量を定めるものであります。

まずはじめに、病院事業です。

(1) 病床数であります。市川三郷病院90床、富士川病院一般154床、感染症4床、合計158床。2病院合計248床でございます。

(2) 年間患者数であります。はじめに入院患者数です。市川三郷病院3,922人、富士川病院4万2,912人、合計4万6,834人です。外来患者数は市川三郷病院4万8千人、富士川病院5万8,421人、合計10万6,421人です。

(3) 一日平均患者数であります。はじめに入院患者数です。市川三郷病院21人、富士川病院118人、合計139人です。外来患者数は市川三郷病院198人、富士川病院241人、合計439人です。

続いて、介護老人保健施設事業です。

(1) 定員であります。入所は、ケアセンターいちかわ70人、サンビューふじかわ100人、合計170人です。通所は、ケアセンターいちかわ12人、サンビューふじかわ30人、合計42人です。

(2) 年間入所通所者数であります。入所はケアセンターいちかわ2万3,725人、サンビューふじかわ3万4,675人、合計5万8,400人です。通所はケアセンターいちかわ2,684人、サンビューふじかわは6,350人、合計9,034人です。

(3) 一日平均入所通所者数であります。入所はケアセンターいちかわ65人、サンビューふじかわ95人、計160人です。

続きまして、34ページをご覧ください。

通所は、ケアセンターいちかわ11人、サンビューふじかわは25人、合計36人です。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

はじめに病院事業であります。収入、第1款病院事業収益は40億7,069万4千円。内訳は第1項医業収益34億9,973万5千円、第2項医業外収益5億7,095万9千円です。

次に、支出です。

第1款病院事業費用は43億7,141万6千円。内訳は第1項医業費用43億3,026万9千円、第2項医業外費用4,114万7千円です。

続きまして、介護老人保健施設事業であります。

収入は、第2款介護老人保健施設事業収益は9億3,980万4千円。内訳は第1項事業収益8億9,097万7千円、第2項事業外収益4,882万7千円です。

次に、支出です。

第2款介護老人保健施設事業費用は10億3,439万4千円。内訳は第1項事業費用10億2,588万9千円、第2項事業外費用850万5千円です。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

はじめに、病院事業であります。

収入は、第1款病院事業資本的収入4億1,151万3千円。内訳は第1項企業債1億5,150万円、第2項負担金2億6,001万2千円、第3項貸付返還金1千円です。

続きまして、支出です。

第1款病院事業資本的支出は4億3,545万2千円。内訳は第1項建設改良費1億5,

370万円、第2項企業債償還金2億5,506万円、第3項長期借入金償還金2,173万9千円、第4項投資495万3千円です。

続きまして、介護老人保健施設事業です。

収入は、第2款介護老人保健施設事業資本的収入6,699万2千円。内訳は第1項企業債990万円、第2項負担金5,709万2千円です。

続きまして、支出になります。

第2款介護老人保健施設事業資本的支出は6,699万2千円。第1項建設改良費990万円、第2項企業債償還金5,709万2千円です。

35ページをご覧ください。

第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

限度額は、医療機器等整備事業1億3,180万円、病院整備事業1,970万円、介護サービス事業990万円、合計で1億6,140万円であります。

第6条では、一時借入金の限度額を0円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしております。

(1) 職員給与費31億5,203万3千円。

(2) 交際費58万4千円。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を定めるもので、その金額を8億1,661万5千円と定めるところであります。

第10条は、重要な資産の取得を定めるものであり、令和7年度に取得予定の資産のうち700万円以上のものを定めるものであります。

富士川病院、医療機器、関節鏡カメラシステム一式、健診用一般撮影装置一式、電動油圧式手術台一式、個人用透析装置一式、個人用透析用水作製装置一式、人工透析管理システム一式であります。

令和7年度当初予算の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平君）

提案理由および補足説明が終わりました。

これより議案第4号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、井上光三君。

○10番議員（井上光三君）

ちょっと確認したいんですが、説明していただいた資料でいくと34ページ、35ページの第4条の資本的収入及び支出、この中で、例えば34ページの、第4条の下の段の収入の企業債、収入が1億5,100万円ですね。その支出が建設改良費1億5,300万円ぐらいですね。もう1つ、老健の企業債が990万円で、支出の建設改良費が990万円、ここはこうい

くんだり確認できるんですが、全協のときに説明いただいた医療機器施設整備の合計が、この企業債の収入よりずっと少ないんですが、確認なんですが、全協で説明いただいた施設整備とかの、これだけ補修やりますよという、ほかに企業債を使ったものがあるという確認でよろしいんでしょうか。

であるとすれば、どんなものが、金額が少ないから、ここに載っていないんでしょうけども、35ページの10条も700万円以上だけ、ここに載せるという、これは法的なものなんでしょうけど、全協のときには、これ以外にも少し入っているんですね。100万円単位のものが。それよりも少ないものがあって、合わせると、この企業債を使うということによろしいのでしょうか。そうすれば、どんなものが、説明いただかなかった施設整備とか、医療機器とかあるのか、もし分かればお願いしたいです。

○議長（鮫田洋平君）

経営管理局长、山田芳男君。

○経営管理局长（山田芳男君）

ただいまのご質問につきまして、井上議員のおっしゃるとおり、議案書のほうには700万円以上の物品だけを記載しております。それから全協の資料につきましても、各施設のものが分かるようにということで700万円以下のものを入れましたけれども、もう少し細かいものについては、省略をさせていただいております。これ以外にも整備しなければならない機器がございますけれども、ただいま手持ちで細かいところまで持っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鮫田洋平君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

---

○議長（鮫田洋平君）

日程第8 同意第1号 峽南医療センター企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、3番 秋山豊彦君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

同意第1号について、ご説明いたします。

峡南医療センター企業団の監査委員につきましては、監査委員 小林有紀子氏から辞職の申し出があったため、新たに次の者を監査委員として選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1812-1番地、生年月日 昭和19年9月6日生まれ、満80歳の秋山豊彦氏を監査委員として選任したいと思います。

秋山氏は人柄・識見ともに監査委員として適任と存じますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（鮫田洋平君）

これより同意第1号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり決定しました。

秋山豊彦君の入場を求めます。

（ 入 場 ）

峡南医療センター企業団監査委員に同意したことを秋山豊彦君に告知します。

それでは、監査委員に選任された秋山豊彦君に、自席に着いて就任のごあいさつをお願いいたします。

○3番議員（秋山豊彦君）

ただいまは、皆さま方の同意をいただきまして、大変身に余る光栄であります。

もともと浅学非才の私ではございますが、しっかり勉強をしながら、この企業団の監査をさせていただきたいと思うわけであります。

何分にも皆さま方のご指導を頂戴しながら義務を果たしたいと思っております。

簡単ではございますが、私のごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（鮫田洋平君）

日程第9 同意第2号 峡南医療センター企業団監査委員の選任につき議会の同意を求めること

についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

企業長、河野哲夫君。

○企業長（河野哲夫君）

同意第2号について、ご説明いたします。

峡南医療センター企業団の監査委員につきまして、監査委員 井上明彦氏が任期満了のため、新たに次の者を監査委員として選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所 山梨県富士川町青柳町527番地1、生年月日 昭和40年4月15日生まれ、満59歳の土橋修氏を監査委員として選任したいと思います。

土橋氏は人柄・識見ともに監査委員として適任と存じますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（鮫田洋平君）

これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで第1回峡南医療センター企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

○経営管理局（久保真人君）

閉会にあたりまして、互礼を行いたいと思います。

ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午後 2時46分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峽南医療センター企業団議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員